

自立へ踏み出す勇気、応援します。

救護施設とは

心身に障害がある方(重複障害、生活障害)、もしくは一時的に困窮し生活の場所がない方で、日常生活に様々な課題を持っている人たちの安心できる住居として機能している、生活保護法による福祉施設です。



サービス内容

食事提供

3食提供します。

服薬管理

基本的に看護師が管理します。

通院同行

職員が付き添います。

生活援助

援助が必要な部分をお手伝いします。

生活相談

お困りことがあれば相談できます。

社会活動

箸の袋入れ作業による賃金が発生する作業への参加ができます。

体力作り活動

掃除当番やリハビリで体力低下を防ぎます。

金銭管理

通帳にて金銭管理します。

緊急時対応

急な入院対応、死亡時のお手伝いをします。

行政手続き代行

年金、手帳、収入認定などの申請を代理で行います。

地域移行

入所された方の地域移行(一般住宅、GHなどの福祉施設等)をお手伝いします。

緊急入所・一時入所

住居を無くされた方への一時的な受け入れと、立て直しをお手伝いします。

その他支援

自己破産などの弁護士対応、
見学・体験入所・正式入所の送迎のご相談



基本方針

ご利用される皆様が安心して快適に過ごせるよう以下の5つの基本方針を大切に、サービスを提供します。



1日の流れ



施設案内

1F



2F

